

国立大学法人京都大学契約事務取扱規則新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(取引停止の措置)</p> <p>第6条 財務担当理事は、前条各号の一に該当すると認められる者及び他の公共機関等において取引停止の措置を受けた者で本学においても取引停止の措置を講じる必要があると認められる者について、必要に応じて、期間を定め取引停止(一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。以下同じ。)の措置を講じるものとする。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(随意契約によることができる場合)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>1 }</p> <p>3 }</p> <p>(後 略)</p>	<p>(取引停止の措置)</p> <p>第6条 財務担当理事は、前条各号の一に該当すると認められる者及び他の公共機関等において取引停止の措置を受けた者で本学においても取引停止の措置を講じる必要があると認められる者について、必要に応じて、期間を定め取引停止(一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止並びに随意契約における公募型見積り合わせ参加及び業者選定の停止をいう。以下同じ。)の措置を講じるものとする。これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(随意契約によることができる場合)</p> <p>第37条 (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>1 }</p> <p>3 }</p> <p>4 第1項第8号の規定に該当する場合で、<u>予定価格が500万円以上の契約(工事を除く。)</u>については、<u>公募型見積り合わせを実施するものとし、その取扱いは別に定めるものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成20年9月29日から施行する。</p>